

個 情 審 第 4 5 号
令和 2 年 3 月 1 9 日

石川県知事 谷 本 正 憲 様

石川県個人情報保護審査会
会 長 小 堀 秀 行

住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等
に関する事務の全項目評価書（案）について（答申第 4 5 号）

令和 2 年 2 月 1 8 日付けて諮問のあった標記の件について、当審査会の意見を別紙のと
おり答申します。

第1 審査会の結論

住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の全項目評価書（案）（以下「評価書案」という。）については、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）第10の1(2)に定める審査の観点に基づき、適合性及び妥当性を点検した結果、適切であると認められる。

第2 審査会の判断理由

1 適合性について

指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているかについては、次の理由から適切であると認められる。

(1) しきい値判断

当該事務における特定個人情報ファイルの対象人数は30万人以上であり、全項目評価を実施することは、指針に適合していることから適切である。

(2) 実施主体

評価対象となる特定個人情報ファイルは石川県知事が保有するものであることから、実施主体は適切である。

(3) 公表しない部分

評価書案に公表しない部分はないことから、問題は認められない。

(4) 実施時期

指針第6の2(4)に定める、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に再実施していることから適切である。

(5) 住民の意見聴取

令和2年1月17日から令和2年2月17日までの間、パブリックコメントによる意見聴取を実施していることから適切である。

(6) 指定様式で求められる全項目の検討、記載

指定様式で求められる全ての項目について検討、記載していることから適切である。

2 妥当性について

特定個人情報保護評価の内容が指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照ら

し妥当と認められるかについては、次の理由から妥当であると認められる。

(1) 特定個人情報保護評価の実施を担当する部署

総務部市町支援課は、特定個人情報保護評価の対象となる住民基本台帳に関する事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるところから適切である。

(2) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載

本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の内容の記載は具体的であり、かつ、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載していることから適切である。

(3) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクの特定

特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づきリスクを特定し、具体的にわかりやすく記載していることから適切である。

(4) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載

具体的にわかりやすく記載していることから適切である。

(5) 記載されたリスクを軽減するための措置

個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に合致していることから適切である。

(6) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言しており、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に合致していることから適切である。

第3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第4 審査会の意見

当審査会の判断は以上のとおりであるが、次のとおり意見する。

評価書案においては、前記のとおり特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、リスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められるが、今後も、特定個人情報の保護に最大限の注意を払い、社会情勢の変化や技術の進歩等

を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な管理運用について引き続き積極的に取り組むよう要望する。

第5 審査の処理経過

当審査会の処理経過は別表のとおりである。

(別 表)

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 2月18日	諮詢を受けた。 (諮詢案件第48号)
令和2年 2月25日 (第47回審査会)	審議を行った。